

第 8 号

熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例（平成19年熊本県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 5 第1項、第2項及び前項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第15条を第16条とし、第14条の2の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第15条 認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するもの

をいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)
その他の必要な措置を講じなければならない。

附則第6条中「附則第3条」を「第4条第5項及び附則第3条」に改め、同条の次に
次の1条を加える。

第7条 第4条第5項及び附則第5条の2の規定により特定理学療法士等及び看護師等
のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こ
ども園の保育士の資格を有する者(第4条第5項ただし書の規定による支援を行う者
を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例
第75号)の一部を次のように改正する。

第11条の2の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第11条の3 児童福祉施設(助産施設、児童厚生施設(児童館を除く。)、児童発達
支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。)の設置者は、
法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児
童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の
防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する
児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴
力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(児童と接
する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童
に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実
確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第42条第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

第46条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加え
る。

3 前項の保育士の員数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業
療法士、言語聴覚士、心理担当職員(第69条第23項に規定する心理担当職員をい
う。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の
指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子
育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1
人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行
うに当たっては、当該保育所の保育士(附則第3条、第5条及び第6条の規定により
保育士とみなされる者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなけ

ればならない。

附則第3条中「この条において」を削り、同条ただし書中「保育士」の次に「（同条第3項、附則第5条又は附則第6条の規定により保育士とみなされる者及び第46条第3項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）」を加える。

附則第7条中「附則第3条」を「第46条第3項、附則第3条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（保育士の配置特例に係る支援体制の確保）

第7条の2 第46条第3項及び附則第3条の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（第46条第3項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第3条 熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第3条の2の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第3条の3 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第5条第1項中「第6項」を「第7項」に改め、同条第3項中「次項及び附則第7条」を「第5項及び附則第7条」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同条第4項中「前項」を「第3項」に、「園児の教育及び保育に直接従事する職員」を「教育保育従事職員」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項に規定する園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下この条及び附則において「教育保育従事職員」という。）については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大

学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、教育保育従事職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第4条中「同項に規定する園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「教育保育従事職員」という。）」を「教育保育従事職員」に改める。

附則第7条中「前3条」を「第5条第4項及び前3条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第7条の2 第5条第4項及び附則第6条の2の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該幼保連携型認定こども園の教育保育従事職員（第5条第4項ただし書の規定による支援を行う教育保育従事職員を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年熊本県条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「第5条第3項の規定」の次に「（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する部分に限る。）」を加え、同項を附則第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第3条の規定による改正後の熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附則第３項中「当分の間」を「令和１０年３月３１日までの間」に改め、「第４６条第２項の規定」の次に「（満３歳以上満４歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）」を加え、同項を附則第４項とし、同項の次に次の１項を加える。

- ５ 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第２条の規定による改正後の熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第４６条第２項の規定（満４歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、第２条の規定による改正前の熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第４６条第２項の規定（満４歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附則第２項中「当分の間」を「令和１０年３月３１日までの間」に改め、「第３条第１項の規定」の次に「（満３歳以上満４歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する部分に限る。）」を加え、同項の次に次の１項を加える。

- ３ 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第１条の規定による改正後の熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例第３条第１項の規定（満４歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、第１条の規定による改正前の熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例第３条第１項の規定（満４歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１条中熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例第１５条を同条例第１６条とする改正規定及び同条例第１４条の２の次に１条を加える改正規定、第２条中熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第１１条の２の次に１条を加える改正規定並びに第３条中熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第３条の２の次に１条を加える改正規定は、令和８年１２月２５日から施行する。

（提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）等の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。